－今号の目次－

* 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（第７回）」が開催される（厚生労働省） １
* 「コロナ対策・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定される 7
* 認可保育所等向け人口減少等の影響に係るアンケート調査にご協力ください 8

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（第７回）」が開催される（厚生労働省）**

令和3年11月24日、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（第7回）」（厚生労働省）が開催され、本会から、森田信司副会長が出席しました。

第7回検討会では、これまでの議論を踏まえた「取りまとめ（素案）」が示されました。

「取りまとめ（素案）」では、下記の4つの論点に対して、「①取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの」と「②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの」の2つの視点から、それぞれ取り組むべき内容や今後の施策の方向性が整理されています。

|  |
| --- |
| 4つの論点  １．人口減少地域等における保育所の在り方  ２．保育所・保育士による地域の子育て支援  ３．多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援  ４．保育士の確保・資質向上 |

|  |
| --- |
| **「取りまとめ（素案）」**より全保協事務局抜粋  **１．はじめに**  ●一方、少子化社会の進展、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、都市部ばかりか地方においても、特に保育所等を利用していない0～2歳児、いわゆる「未就園児」を養育する家庭が孤立し、地域の中で「孤育て」を強いられているケースが指摘されており、こうした家庭を対象とした地域の子育て家庭等への支援の必要性が高まっている。  ●こうした中で、従来から各市区町村に必ず存在し、かつ、保育のプロフェッショナルとして地域の小学校就学前の児童、特に0～2歳児の発達支援と保護者支援等を担ってきた保育所と保育士が、こうした地域全体で子育て家庭を支えていく際に大きな役割を果たすことが期待されている。  ●今後の地域における保育所・保育士の在り方としては、全ての保育所・保育士に多様な保育・子育て支援ニーズを全て受け止めるような体制づくり・資質向上等を求めるのではなく、まずは、人口減少下においても保育を必要とする家庭への保育を確実に、かつ、質が確保された形で提供できる体制づくりを大前提とした上で、認定こども園、幼稚園や地域子育て支援拠点事業、児童館などの地域の他の子育て関係機関とともに、個々の保育所の強みや体制等を踏まえた役割分担を明らかにしつつ、地域全体として、多様な保育・子育てニーズを受け止める環境整備を行う必要があると考えられる。  **２．論点ごとの取り組むべき内容や今後の施策の方向性**  **（１）人口減少地域等における保育所の在り方**  ①取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの  ⅰ)人口減少地域における保育の確保策  〇人口減少地域においては、定員割れなどにより保育所の運営が困難になってきているが、引き続き保育所が地域のインフラとして保育を提供し、子育て支援に役割を果たしていくことができるよう、公立保育所を含めた保育所全体の運営の在り方や、認定こども園、幼稚園を含めた子育て資源のそれぞれの機能、役割に着目した位置付けなどについて整理・検討し、保育所における持続可能な保育提供体制について、計画性をもって構築する必要がある。  ⅱ)多機能化や他の機関との連携に対する支援  〇人口減少地域においては、児童の数や保育士を含む子育て支援の担い手が少なくなってきており、保育所の在園児以外の地域の子育て家庭への支援など、その多機能化についても、人材確保の支援と併せて検討すべき時期に来ている。  〇例えば、定員に余裕のある保育所において当該保育所に通所していない3歳未満児を週1～2回程度一時預かり事業で預かることや、児童発達支援事業や子ども食堂の併設などの多機能化に関する実践、（3）①ⅰ）に掲げるような他の子育て支援機関等と連携した地域支援などの取組に関する事例を収集し、必要に応じてモデル的に実施することなどにより、その展開に向けた検討を進めるべきである。  ②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの  ⅰ)保育所等の役割分担の整理・明確化  〇人口減少下にある市区町村が、保育所や認定こども園、幼稚園や地域子育て支援拠点等との役割分担を整理し、保育所における持続可能な保育提供体制を計画的に実施することが重要である。このための取組として、各市区町村が、地域の関係者との合意形成を図りながら、公私連携型保育所を活用することや人口減少地域への対応の計画を策定することを促し、こうした取組を進めるためのインセンティブについても合わせて考えていくこととしてはどうか。  ⅱ)公定価格や新たな施策の展開等による支援の在り方  〇地域における人口減少が進み、都市部における状況との差が大きくなる中で、保育所の機能を踏まえた支援の在り方について、公定価格を含め検討すべきである。  〇特に公定価格における利用定員の区分については、利用児童が減少している保育所の運営に支障が生じないよう、その細分化を検討する必要がある。また、利用児童が減少した際に利用定員を適切に見直すことが必要であることについて改めて地方自治体に周知を行うなど、人口減少を踏まえた見直しを進めるべきである。  **（２）多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援**  ①取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの  ⅰ)一時預かり事業の利用促進  〇未就園児を養育する家庭が地域の子育て支援機関につながり、必要に応じて支援を受けることが重要になっている中で、保護者のリフレッシュ目的での一時預かり事業の利用を促進することは、保護者を一時的に子育てから解放することで、肉体的にも精神的にも余裕を生み出すだけでなく、通常保育所等を利用しないような家庭の状況を把握できる観点でも重要である。  ⅱ)発達支援や配慮が必要な児童への支援  〇医療的ケア児、障害児、外国籍の児童以外に配慮が必要な児童については必ずしもその状況が明らかではないため、実態を把握し、適切な支援を行うためにも、まずは現状について実態調査を行うべきである。また、その結果を踏まえ、既存の補助事業の内容の見直しを行うなど、適切な支援を行っていくことが必要である。  ②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの  ⅰ)一時預かり事業の利用促進  〇レスパイトやリフレッシュ等の目的での一時預かりの利用を促進することが、保育所による地域子育て支援の充実を図るためにも重要であるが、単に児童の預かりの実施にとどまらず、児童の受渡し時等の保護者の様子などから必要に応じて相談の声がけを行い、アドバイスや適切な支援・サービスにつなげていくなど、寄り添い型の支援を行っていくことが重要と考えられる。  〇このため、地域子育て支援の観点からの一時預かり事業の職員が、こうした保護者の「異変」に気づくことができるような研修の実施など質の向上を図ることなども今後検討していくべきではないか。  **（３）保育所・保育士による地域の子育て支援**  ①取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの  ⅰ)保育所・保育士による地域支援  〇特に0～2歳の児童やその保護者については、保育所や認定こども園等に就園しておらず、孤立した子育てとなっていることも多い現状を踏まえ、地域の中で子育ての知見や経験を有する保育所による地域の子育て支援機能を強化し、保育所を利用する児童や保護者だけでなく、その地域に住む児童やその保護者に対して支援を行う枠組みを構築すべきである。  〇今般、保育所を含めた地域における子育て資源により、妊産婦、児童、保護者への支援の充実の必要性が指摘されているところ、特に、孤立した子育て家庭等が地域の身近な子育て資源に気軽につながり、相談できる機能として、地域住民に対して子育てに関する相談・助言等の必要な支援を継続的に行う「かかりつけ相談機関」を整備していくことが検討されている。  〇こうした方向性の中で、保育所の地域子育て支援機能を充実させるため、地域住民への保育に関する情報提供について義務化するとともに、地域住民への相談・助言等をこれまで以上に積極的に取り組み「かかりつけ相談機関」として重要な役割を担っていくことができるようなインセンティブ喚起策を検討すべきである。  ②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの  ⅰ)保育所・保育士による地域支援  〇上記の子育て支援機能の強化に当たっての財政的な支援について、公定価格上の既存の評価の仕組みである主任保育士専任加算については、例えば人口減少地域では、乳児の数が少ない、あるいは年によっては乳児がそもそも誕生していないなど、要件の充足が困難となっていることを踏まえ、その要件の在り方について、見直しを行うことや、人口減少地域においても柔軟に地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業などの各種事業に取り組めるような事業の在り方について、必要な財源の確保とともに検討することが必要である。  ⅱ）保育所保育指針の記載の拡充  〇保育所・保育士の専門性を整理したうえで、地域の子育て支援に必要な専門性の向上や、それに係る研修体系の構築についても併せて検討するべきである。  **（４）保育士の確保・資質向上等**  ①取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの  ⅰ)保育士の確保方策  〇保育士の職業としての魅力を発信・創造するため、高校生など学生段階から保育に関する周知広報を行っていくことや、子どもの年齢に応じた遊び方の紹介など、保育士の有する保育技術を見える化し、地域住民等に提供していくことなどによる情報発信や、労務管理やメンタルサポートに関する専門家からの支援による保育所における働き方改革の推進などが必要である。  ⅱ）保育士の資質向上  〇ノンコンタクトタイムの確保による保育の振り返りを行うためにも、ICTを活用した周辺業務の効率化等により、業務負担軽減を進めるとともに、保育士どうしで振り返りを行うスペースの確保のために必要な改修等への支援について検討すべきである  〇今般、保育所・保育士が地域子育て支援において、その強みを活かした役割を果たしていくことが期待されている。  〇もっとも、保育所の本分は、保育の必要性を有する児童へ良質な保育を提供することであるところ、こうした本来目的を果たしていく中で、保育士の過重な負担にならないよう、全ての保育所・保育士にその役割を求めるのではなく、地域子育て支援に意欲的な保育所を評価し、支援していくことや、現在は地域子育て支援を行っていない保育所・保育士の今後の展開の後押しができるような環境整備を行うことが重要である。  ⅲ）保育士資格の管理の厳格化等  〇保育士と同様に児童に接することを業とする教員においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）等により、資格管理の厳格化を行っているところ、保育士についても同等の措置を講ずるべきである。  〇具体的には、①保育士が登録を取り消された後の再登録禁止期間の延長、②登録取消事由に児童にわいせつ行為を行った場合を追加、③児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の再登録を制限するための審査制の導入、④児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報を把握する仕組みの創設などの取組の実施に向けて、早急に制度改正等による既存の仕組みの見直しを行う必要がある。  ②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの  ⅰ)保育士の確保方策  〇保育士の確保に当たり、依然として平均の賃金月額との間で差があることから、職業としての魅力を高めるためにも、保育士の処遇改善について、今般の経済対策で決定された当面の措置、今後、政府の公的価格等検討評価委員会での議論を踏まえて実施が見込まれる更なる処遇改善の措置を着実に実施するとともに、子ども・子育て会議において議論されているとおり、引き続き財源の確保と合わせて検討すべきである。 |

森田副会長からは下記について発言しました。

* 大阪府で実施している「スマイルサポーター事業」の実績調査結果について資料を提出し、説明。「かかりつけ相談機関」の参考にしていただきたい。
* 「取りまとめ（素案）」の5ページに書かれている「公定価格の見直し」や、9ページに書かれている「主任保育士専任加算の見直し」については、「中長期的な課題」ではなく、「検討を速やかに開始すべきもの」である。
* 「取りまとめ（素案）」の6ページに、障害児などの配慮が必要な児童へ支援について、看護師等の専門的な知見を有する支援員と書かれているが、心理職やPT、OTなどが必要であり、具体的に書きこんでほしい。

構成員からの意見（全保協事務局抜粋・要約）

* + 中長期的の課題のうち、公定価格に関しては、これまでの待機児童という観点（人口増、集中地）から、人口減に対応して全国を平準化したものや逆に人口減に特化したものまで検討する必要がある。特に過疎地の小さな定員にて、月曜から土曜までの保育66時間体制の職員勤務ができる状態の確保は急務と考える。
  + 人口減少地域とあるが、地域の単位とは何か。自治体内でも、人口が増加している地域と減少している地域が混在しているため、自治体単位ではなく一定の地域であるという説明が必要ではないか。
  + 保育士の処遇改善については、地域区分により自治体間に格差が生じており、自治体側では給付費に一般財源で上乗せした独自の処遇改善を行っている。このため、更なる処遇改善が必要である。
  + ノンコンタクトタイムがなぜ必要なのかをしっかりと書き込んでほしい。
  + この素案では市町村のことは出てくるが、都道府県のことはほとんど触れられていない。今回の検討課題においても、都道府県が取り組まなければ、市町村の格差が大きくなってしまうものもある。研修体制の確保など、都道府県の役割も大きいと考える。
  + わいせつ行為を行った保育士についての記載があるが、子どもの人権を守るといった視点が書かれていない。「人権」という言葉を入れていただきたい。

次回12月3日に開催される第8回検討会では、第7回で出された意見を踏まえた「取りまとめ」が提示され、協議が行われる予定です。資料等の詳細は下記ホームページをご確認ください。

■ 厚生労働省 > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会等 > 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_00030.html>

**◆　「コロナ対策・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定される**

政府は、令和3年11月19日、「コロナ対策・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定しました。

「経済対策」は、「成長と分配の好循環」を実現するため、4つの柱からなり、第3の柱として「未来を切り拓く『新しい資本主義』の起動」が掲げられています。そのなかの分配戦略として、「公的部門における分配機能の強化等」があげられ、「看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等」が記載されています。

|  |
| --- |
| 「コロナ対策・新時代開拓のための経済対策」より全保協事務局抜粋   1. 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等   看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3％程度（月額9,000円）引き上げるための措置48を、来年2月から前倒しで実施する。  48　他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。 |

詳細は下記ホームページをご確認ください。

■ 首相官邸 > 経済対策

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/keizaitaisaku\_20211119.html

なお、その後の更なる引上げに向けて、処遇改善につながる制度の見直しなどの具体的な検討を行うため、「本ニュースNo.21-25」で既報のとおり、「公的価格評価検討委員会」にて検討が行われています。

**◆　認可保育所等向け人口減少等の影響に係るアンケート調査にご協力ください**

厚生労働省では、令和2年度から人口減少地域の保育の提供に関する調査・検討を行っており、令和3年度も、厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業として、「人口減少地域等における保育の提供に関する調査研究」を実施しています（委託先：株式会社日本総合研究所）。

令和2年度の調査研究では、全国の市区町村に対してアンケート調査、ヒアリングが行われ、令和3年度においてはさらなる検討に向け、保育所等へのアンケート調査およびヒアリング調査を実施し、保育所等の現状認識・課題・今後の取り組み等を明らかにし、課題ごとの対応策について整理することが予定されています。

調査の「回答要領」「調査票」は、11月2日に厚生労働省より都道府県・市区町村の保育担当課を通じて、各施設に依頼されています（11月30日回答締切／電子メールによる依頼／回答はインターネット上で実施）。

「回答要領」「調査票」をご確認いただき、回答にご協力ください（調査票の未着等は、市区町村の保育課にお問い合わせください）。